

第6回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年8月7日(木) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 江口千寿、
5番 濱口佳史、6番 金子俊博、7番 橋田美和、8番 伊芸精一、
9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井博一、12番 矢野健巳、
14番 山本勝也
【推進委員】
1番 矢野司、2番 弘瀬正彦、3番 若藤陽介、4番 宮川一郎
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
4番 山下理恵、13番 ハジィフ泉、
【推進委員】
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第5条許可申請について(1件)
議案第2号 非農地小証明願について(3件)
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に関する協議について
議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

議長

お時間になりましたので、本定例会を開会したいと思います。
先日は早咲のローソンのコスモスのところの草刈り作業、お疲れ様でした。
欠席委員さんですが、〇〇さんと〇〇さんの2名と、また本日の議事録署名人を垣
〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。
それでは、早速ですが、議案のほうに入っていきたいと思います。
第1号議案、農地法第5条許可申請、事務局のほうより説明をお願いします。

事務局

1 ページ目をお願いします。
議案第1号、農地法第5条申請、1件出ております。
番号1番、譲渡人、〇〇さんです。
譲受人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町、佐賀字ドヲノヒラ 2658 番、畑、832 平米、理由としま
して、資材置場にしたいということです。
2 ページからお願いします。
まず、場所ですけれども、土佐佐賀駅の西側のほうにありまして、伊与木川のすぐそ
ばにある場所となります。
こちら、この転用済みと書いている青い枠で囲っているところが、昨年度ですね、
転用申請が出てきておりまして、既に、同じ用途、資材置場として許可済みになっ
ているという場所です。
そちらの隣接地に、同じ用途、追加として、今回、赤枠の場所が申請地としてあが
ってきております。
続いて、3 ページがゼンリンの地図となっております。
続きまして、4 ページが拡大の航空写真です。
前回の青いところ、地権者は別の方だったんですが、譲受人さん、事業者の方は、
同じ〇〇さんとなっております。
それでこちら赤枠とのところを実際に資材置場として使っていきたいということ
です。
続きまして、5 ページが公図となっております。
2662 番は既にもう転用許可となっております、隣接する農地がありませんので、
特に同意などは、今回いただいておりません。
続いて、6 ページが、土地利用計画、排水計画図となっております。
こちらのピンクのマーカで色付けしているところが今回の転用により、盛土を行
いたいという場所です。
黄色枠で囲っているところが既に転用許可済みで、今現在、草刈りしたり、盛土を
したりしている途中のようです。
そして、その周辺に青い線が入っておりますが、こちらが、排水の経路図となっ
ておりまして、東の側の方から側溝がついておりまして、また、周辺もコンクリート
の水路ではないんですけれども、水の通り道、遊水地みたいなかたちになっておりま
して、水が流れて、右下のほうに、川に排水というふうにあります、そのすぐ南
側、下のほうに川が流れておりますので、そちらに排出をしていくということにな
るようです。
雨水については自然浸透ということで計画をしております。
7 ページが同じく、断面図、右側のほうになります、高さ 2 メートルで施工した
いという計画のようです。
今年度始まりました盛土法んぼ手続きも必要なので、県都市計画課に向けてそちら
を進めていると、いうことのようにです。
続いて、8 ページから 10 ページが現況写真となっております。
まず最初の写真が、4 ページの拡大航空写真中で言いますと、右側、東側からの写
真となります。
赤枠が今回の申請地で、手前の方が、既に転用許可となっている場所になっており
ます。

そして9ページの現況写真ですが、これが、4ページで言いますと、左側、西側の方から見た写真となります。
現況写真右手のほうに、川が位置しておりますので、そちらのほうに排水をしていくという計画となっております。
続いて10ページも同じく現況写真でして、4ページで言いますと、左上のほうから眺めた写真となっております。
こちらですけれども、申しましたように、隣接農地がありませんので、特に同意はいただいております。
また農地区分は第三種農地となっております。

議長 はい、ありがとうございました。
ただいま、事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうから説明をお願いいたします。

〇〇委員 先日、現地確認と、それから、地権者の〇〇さん、電話で話しました。先に事務局の説明があったように、昨年度に申請があった場所で、写真では8ページを見てください。
この写真では、手前が昨年度申請のあった場所ですが、現在は土を盛土して、埋立をしておる状況です。こういう中、隣接地、〇〇さんの所もわけてもらえんろかという話になって、〇〇さんが承諾したようです。事務局の説明にもありましたように、周辺農地も、隣接しておりませんし、多分、影響はないと思いますので、検討お願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
担当委員さんの説明は終わりました。
これについてどなたか意見、質問なんかはありませんかね。

〇〇委員 すいません。
10ページの写真、道路があるけど、盛土はここまでは埋めんがよね。

事務局 6ページの土地利用計画像でいただいたらわかりやすいと思いますが、左側にピンクのマーカーで、今回も盛土するところのイメージが描かれていますが、一定その道路までにはスペースをあけてですね、斜面にして、水が流れるところは確保したいということです。

議長 7ページの方に盛土の断面図があるけど、水路として余裕持って使えるように、その分、引いちょうがよね。

〇〇委員 高さがあるので心配したが、そこの管理をしていけば大丈夫やろかね。
水があふれないように、施工の際、そこの管理はしてもらわんといかん。

議長 この土はどこから、持ってきてやろか。

〇〇委員 どこかは分からんけど、先に許可出たところは、もうかなり盛っちょうね。

議長 そのほか、意見質問等ありませんか。
なければ、承認をとりたいと思います。
議案第1号、農地法第5条申請について、承認される方は挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。

続きまして、非農地証明願が出ていますので、事務局の方からお願いいたします。

事務局 また1ページ目ですが、非農地証明、3件出ております。
まず、番号1番、願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町浮鞭字大門1557番、畑128平米です。
願出理由としまして、約30年前より耕作が出来ておらず、草木が繁茂し、山林化しているということです。
11ページからお願いします。
こちらの案件ですが、願出地周辺の地域において、団地造成を行っていきたいということで、3年ぐらい前から継続的に、非農地の手続を行っているものの一環となっています。
〇〇さんが、手続を進めておりまして、これまでも今後も、同様の非農地証明願が、周辺地域において提出されるものと思われます。
まず11ページの航空写真ですが、鞭地域が下のほうに見えておりますが、その北側になりまして、〇〇さんの手前あたりになる場所となります。
左側に基盤整備地が見えておりますが、ここが社地区となります。
続いて、12ページが全体の地図ですが、全て山の中になっておりますが、右側に少しお宮が見えて、13ページが拡大の写真です。
願出地が山中になっておりまして、ちょっと現地のほうにも行けなかったもので、こちらの拡大写真などを持ちまして、非農地であることの状況確認とさせていただきたいと思っております。
続いて14ページが公図となっております。
こちらの件については以上となります。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうより、お願いいたします。

〇〇委員 周辺のみなさんが耕作をやめており、なかなか現地にも入れない状況となっております。写真でも分かる通り、周辺一帯非農地であり、なかなか耕作は難しい状態です。よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりました。
どなたか質問意見はありませんか。
13ページの写真見ても、現地行っても境界も分からないような状況ですね、こういう場合はもう現地では撮影出来ませんので、これでやりたいと思っておりますが、事務局と担当委員さんの説明、この非農地あたり、今からずっと継続的に出てくるということやけど、造成計画の造成の目的は何か分かっちゃう？

〇〇委員 そこへ、団地つくって、宅地造成やまた病院もつくるという計画があると聞いた。なかなか進んでないみたいやけど。

議長 願出地の少し南側あたり、高速道路が通る予定やね。
分かりました、ありがとうございます。
証人を取りたいと思っております。
現地の方ですが、山林化してます。
議案第2号、非農地証明の1番について承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして2番、事務局よりお願いします。

事務局

また1ページをお願いします。

非農地証明願、番号2番です。

願出人、〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町拳ノ川字上西ノ路991番3、畑、33平米、同じく字上西ノ路9911番4、畑、18平米です。

願出理由としまして、平成9年頃から、墓地及びその敷地として利用されており、長らく耕作がなされていない。

現在も、墓地の敷地として利用されており、農地への復旧は困難である、とのことです。

15ページからお願いします。

場所としまして、左下のほうに拳ノ川小学校が見えておりますが、北側のほうにずっと進みまして、シメジ工場が2ページの右側に見えておりますが、そこから道路を挟んだ高台にある場所となります。

16ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、17ページが拡大の航空写真です。こちら2筆となっておりますが、1番のほうは全部、お墓が建っているという状況になっております。

続きまして、18ページが公図となっております。

19ページから21ページが現況写真となっておりますが、19ページ、手前のほうが、991番4、18平米、奥側が991番3、33平米となっております。

20ページが、同じく反対側から撮影したものとなっております。

21ページが、下の道路から撮った写真なんですが、こういった擁壁の上に立っていきまして、農地としての使い勝手もよくないと。

それで、今回非農地としてこの手続をしたいということで出てきております。

事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

担当委員さんのほうより説明をお願いいたします。

〇〇委員

墓の設置工事のときに、その下の人が敷地が欲しいので、地権者に相談をしたということです。それで、願出地2番が出てきちょう。今、墓が建っている1番は地権者のとこの墓地敷地になる。

願出地は山の上やし、下からは見えないとこやし、非農地として問題ないと思います。

議長

21ページの写真見たらすごい高いところにあるがやね。それと18ページ見ていただけたら、公図ですが、〇〇さんの畑の中で、それぞれお墓にしたいところ、分筆してくれてますので、今後またお墓が増えてくる場合にも、991の2の〇〇さんのところから、枝番でそれぞれ分別して、分筆登記して、お墓となって出てくると思われます。

もう既に場所的にもう、高いところで、ここはもう墓地敷地になってくるのかなと思います。

そのほか意見、質問ありませんか。

ないようでしたら承認したいと思います。

それでは非農地証明願の2番について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

承認されました。

続きまして、非農地証明願の3番について、事務局よりお願いいたします。

事務局

また1ページをお願いします。

農地証明願の3番です。

願出人、〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町出口字墓ノ前79番6、畑、面積0.06平米となっております。

理由としまして、少なくとも平成11年頃には、公衆用道路の敷地として使用されていた。これまでは、農地である79番4の土地の一部として扱われていたが、このたび、公衆用道路の敷地部分を分筆した。農地への復旧は困難であるということです。

22ページをお願いします。

場所としまして、田野浦から出口のほうに向かう県道のすぐわきにある場所となります。

真ん中あたりに、共同墓地が見えておりますが、共同墓地からその右下に向かって県道へ降りて行くところがありますが、降り口すぐの場所となっております。

23ページがゼンリンとなっております。

続きまして、24ページが拡大の航空写真です。

25ページが公図となっております。

こちらはですね、79番6が公図上は見えないぐらい小さくなってまして、先ほど願出理由のところがありました、79番4、79番6のすぐ下、左下あたり、三角の土地がありますが、この一部となっております。

26ページの現況写真を見ていただきたいのですが、この26ページの上のほうに道路が伸びておりますが、この上にある畑を、近々宅地転用したいと、いうことのようにです。

その住宅へ向かうための道路の幅員が、建築基準法で必要になってきます。

その幅員確保のために、この赤い場所、三角の場所が、農地から道路、道路敷へと転用しなければいけないということになるようです。

ここを道路敷として、とりたいということになるようです。

最後27ページに、上側から見た現況写真をつけております。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

担当委員さんのほうから説明をお願いいたします。

〇〇委員

8月1日に〇〇さんの所へ行って話を聞いたところ、26ページの写真で、〇〇に見えているのが〇〇さんという方の自宅です。

ブロックを設置したときにお父さんと一緒に2人で立会したが、この辺でいろいろかねいうことで、コンクリートついたけど、ここだけ少し出ていたと。

さっき事務局の説明があったように、25ページの80番、今芋を植えていますが、今度、〇〇さんという方が家を建てたいので購入するという話がありまして、話しよったら家に続くこの通路のところ、ちょっと建築基準法の関係で幅員が不足するということ。

それで、何センチか足らんいうて言われたみたいで、この部分がどうしても道路敷として必要になる。

それで、非農地証明取って、売買するということです。

行政書士からも聞いているんですが、早めに5条申請で80番の農地を取得して宅地転用すると。来月あたりには出てくると思うんですが、そういう事情がありまして、この0.06㎡を農地からを外してもらいたいとのこと。

本当は、本人はこの上の土地も一緒に分けてほしいということでしたが、〇〇さんが、ちょこちょこ耕作するというので、ここはもうそのまま畑としておいておく

ということなので、この面積分だけということであがってきております。

議長 はい、ありがとうございます。
詳しい説明で事情がわかりました。
これだけのところを非農地証明願に出すんだと思いましたが、詳しい事情が分かりました。
ご意見・質問ある方はおりませんか。

〇〇委員 これは進入路になる？

〇〇委員 そうやね。
県道から家に向かう通路になる。広い方がえいろうね。

議長 そのほか、意見等ありませんか。
そしたら、承認をいただきたいと思います。
非農地証明願の3番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
次は、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、事務局よりお願いします。

事務局 本日本配りしました議案第3号の資料をお願いします。
利用権の設定が、3件出ております。
1ページ目をお願いします。
まず1番目、整理番号7-16、大方7-16貸付人、〇〇さんです。
借受人、高知県農業公社となっております。
期間としまして、令和7年8月14日から令和12年8月13日までの5年間です。
場所としまして、下田の口字コイカド3040、田、面積479平米、作目、水稻。反あたりの借り賃が、〇〇となっております。
こちら、県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと利用権を設定を行います。
こちら、借受人さんが、今回の申請地のすぐ隣を、現在耕作している関係で、一緒に耕作したいということで、今回、新規の設定で上がってきているものです。
次の二つ目です。
整理番号7-17、大方7-17、貸付人、〇〇さんです。
借受人、同じく高知県農業公社となります。
設定期間としまして、令和7年8月から令和12年8月までの5年間です。
場所としまして、黒潮町加持字本山4559番。
田、面積3362平米、作目水稻。反あたり借賃が、〇〇円となっております。
こちら県農業公社と利用権設定した後、〇〇さんと設定を行います。
こちらも新規の設定となります。
次が、整理ナンバー7-18、大方7-18、貸付け人、〇〇さん、借受人、高知県農業公社です。
期間としまして、令和7年9月から令和8年8月30日までです。
場所としまして、黒潮町浮鞭字社4024番、田、面積2645平米、作目 施設野菜となっております。
借賃が〇〇です。
こちら、県農業公社等の利用権設定した後、〇〇さんと設定を行います。
こちら、町の農業公社が建てたハウスを、基本的には2年間という期間で、就農者の方に貸してありまして、それを1年の延長をするというものになります。
以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局より、3件の説明がありました。
次のページからは、契約書なんかも載せてますが、何か質問はありませんかね。
中間管理権の様式はこんなになったが？

事務局 最初の件でいいますと、2ページ目と3ページ目が借受人貸付人からの届出、4ページ目が各筆明細というもので双方の署名押印がありまして、これが契約書のようなものとなります。基本的に、これら3つが1セットになります。

〇〇委員 質問いいですか。
最後の7-18ですが、施設野菜みたいやけど、期間が1年間になっちゃって短いけど、これは間違いではない？
田んぼやったら分かるけど。

〇〇委員 自分の担当区域内やけん説明させてもらうけど、この方は農業公社で2年間研修して、いざ自分で耕作するとなつて、まだ農地がない状態。ハウスが建てれん。公社が借りちようところで、ピーマンつくるがやろうけど、あと1年やるということやと思う。

事務局 〇〇さんが言うように、本来やったらば、施設園芸やったら、自分の土地じゃないがやったら、長い年月借りてハウスを建てるわけですけど、さっき言ったように、サポートハウス、一時的に借りれるハウスを黒潮町農業公社が持ちちようので、それで1年契約で延長したということです。

議長 そのほか意見ありませんかね。
なければ、議案第3号について承認したいと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。承認されました。
続きまして議案第4号、認定農業者の経営改善資金借入資金計画に関する協議について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第4号と書かれた資料をお願いします。
認定農業者の資金借入、今回3件出ております。（〇〇委員、退席）
まず、1ページ目からお願いします。
1件目、申請者、〇〇さんです。
内容としましては、ハウス被覆資材の更新等ということになります。
2ページ目をお願いします。
赤枠のところですが、今回、制度資金借入希望額として〇〇円となっております。
次の3ページ目をお願いします。
こちらの事業計画ですが、経営改善計画に沿って経営しており、良好な経営状況になり、被覆資材の更新を実施し施設の維持発展を図る。関係機関や部会等から、栽培技術に関する情報収集を行い、栽培管理の適正化に努める。施設や機械の導入時にあつては、有利な制度資金や補助事業を活用していくということです。
その下の投資計画資金計画については、被覆資材の更新必要額〇〇円。
そのうち、制度資金が〇〇円、補助金として〇〇円、自己資金が〇〇円という内訳になっています。
次、右側の4ページをお願いします。
枠の下のほうなんですけど、借入れ予定時期としまして、令和7年11月です。

右側、事業の着工予定日として、令和7年10月1日、竣工予定日が、今7年10月30日となっております。

元金の償還については、年に1回、11月30日となっております。

償還額としまして、1回当たり〇〇円となっております。

事業計画については被覆資材の更新で、こちら掲載しておりますとおりです。

資金計画については、先ほど申しましたように、借入れ資金及び補助金、自己資金がそれぞれ上がってきております。

この補助金の事業名としましては、1番下のところですが、黒潮町ハウス整備事業となっております。

それから次の5ページなんですけども、償還計画でございます。

まず1番目の借入金のところ、1番上が、今回の資材更新です。

2行目に、P0の更新がありまして、現在、こちらの返済が行われております。

下の償還計画のところの合計のところなんですけど、令和7年が〇〇円、それから令和8年以降、〇〇円と続いてきております。

これをもちまして、3ページにちょっと戻っていただきたいんですが、この3ページの1番下のところの、直近の実績ということで出てきております。

収入から支出を引きまして、所得としまして、〇〇円。

この中で、家計等が引かれて、なお上に減価償却がありますが、これが、実質数字として上がってきているのみになってくるので、この数字を足しまして、償還財源として、ここにあります、〇〇円と上がっておりますので、先ほどの償還計画にあった、年額、これのお支払いができるということになります。

次の6ページが見積り書です。

7ページが補助金の交付決定通知です。

8ページ9ページがカタログとなっております。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。
議案第4号の1番の説明が終わりました。
これについて、意見、質問ある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員 P0の更新は、どんな案件でも補助になるがよろか？

事務局 今回の被覆材が、三重構造になっちょうけんやと思います。このハウス整備事業が、普通のポリやったら適用にならないがやけど、三重構造になってるので補助の適用になっているはずです。（二重構造と寒冷紗）

議長 そのほか、ご意見質問ございませんか。
ないようでしたら、議案第4号1番について承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。承認されました。
次に、2番のほうをお願いいたします。

事務局 そしたらすいません、2件目について、また説明をさせていただきます。
10ページからお願いします。
内容は、P0の更新でして、申請者は〇〇さんです。
11ページをお願いします。
こちらは今回、借入希望額〇〇円となっております。
次の12ページをお願いします。
上の事業計画なんですけども、こちらP0を更新することで、施設の維持、発展を図る。関係機関などから、栽培技術に関する情報収集を行い、栽培管理の適正化に努める。

施設や機械の導入時にあたっては、有利な制度資金や補助事業を活用していくということです。

下の資金計画ですが、こちら P0 の更新で、18 アールのハウスです。

経費としては、この借入れ額の〇〇円のみとなっております。

次の 13 ページになりますが、今回の事業の着工予定日として、令和 7 年 9 月 1 日竣工予定日として、令和 7 年 9 月 30 日となっております。

元金の償還ですが、年に 1 回、11 月 30 日となっております。1 回当たり〇〇円の支払いとなっております。

次、14 ページになりますが、先に 15 ページをお願いします。

こちら償還計画ですけども、上のほう借入金が一覧で載っておりますが、今回のもの以外にも 4 件、資金借入を行われております。

下のほうに、借入資金の償還計画が、各年ごとに載っておりますが、こちら合計しまして、資金の返済額、令和 7 年でしたら、〇〇円、同じく令和 8 年も〇〇円、というふうに、そのあと横に続いてきております。

これを、前のページ、14 ページになりますが、赤枠のところ、今年度から返済が始まりますので、そちらの収支を載せておりますが、収支から支出を引きまして、農業所得として〇〇円となっております。

その中から、家計及び、租税公課費を引くんですけども、またそこに先ほどと同じように、減価償却分がありますので、減価償却を足したものが、償還財源として出てきております。

〇〇円ということが出てきておりますので、その下に、1 年あたりの償還金〇〇円と出てきておりますので、こちら、差引き余剰が出るようになってきております。

次、16 ページが見積り書となります。

17 ページがカタログとなっております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

質問のある方はございませんか。

よろしいですかね。

議案第 4 号の 2 番について、承認される方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして 3 番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

18 ページからお願いします。

こちらは申請者、〇〇さんです。

19 ページをお願いします。制度資金の借入希望額〇〇円となっております。

続いて、20 ページですけども、事業計画としまして、現状は、計画に沿った栽培管理・経営が出来ているが、離農者より引き継ぐかたちで、新たに施設利用に取り組む。そのため、この施設レモンについては成木であり、導入当初より生産が見込める。さらに、関係機関や篤農家から、栽培技術に関する情報収集を行い、増収・品質向上を図り、所得の増大を目指す。また、作業量等の増大については、妻が新たに農業従事に加わることから、作業の効率化を図り、休日の確保を目指す。施設や機械の導入にあたっては、有利な制度資金や補助事業を活用していくということです。

資金計画ですけども、今回、レンタルハウスリース料になります。

必要経費としまして〇〇円。このうち、制度資金が〇〇円。

自己資金が〇〇円となっております。

21 ページをお願いします。

こちら、今回、赤枠内の事業の着工予定日、令和 7 年 9 月 30 日です。

竣工予定日が今 7 年 10 月 1 日となっております。

元金の償還については、年に 2 回、5 月 31 日及び 11 月 30 日となっております。

額として、第 1 回目が〇〇円、2 回目以降が〇〇円です。

事業計画についてはこちら載せているほうです。

次、少しとんで23ページをお願いします。

償還計画になりますが、借入金としては今回の分だけとなっております。

なので、その下の償還計画ですが、令和8年から始まりまして、〇〇円、対翌年〇〇円と出てきております。

これをもって、前の22ページをお願いします。

令和8年度から償還が始まります。

赤字の8年度分から見ていきますが、こちらのほうも収入から支出を引きまして、農業所得という形で、下のほうに〇〇円と出てきております。

こちら、また家計、それから租税公課などを引きまして、償還財源としまして〇〇円と出てきております。

こちらから、その下に、償還金〇〇円を差引きまして、差引余剰が出るという計算になっております。

24ページが、レンタルハウスの契約書となっております。

3件目の説明について、以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。
この3件目について、意見質問ある方はおられませんか。

〇〇委員 意見じゃないけど、鞭の方がやけど、元々、この場所でハウスしよった方が事情で離農して、そこを引き継いでやっている。もう収穫もできよう状態やけん、メリットはあったと思う。一生懸命やっている方やし、引き続き、がんばってやってもらえたらと思う。

議長 そのほか意見はありませんか。
ないようでしたら、承認をいただきたいと思えます。
議案第4号の3番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
それでは、今回の議案はこれで全て終了です。

(午後3時06分終了)